

原産品申告明細書

(RCEP 協定)

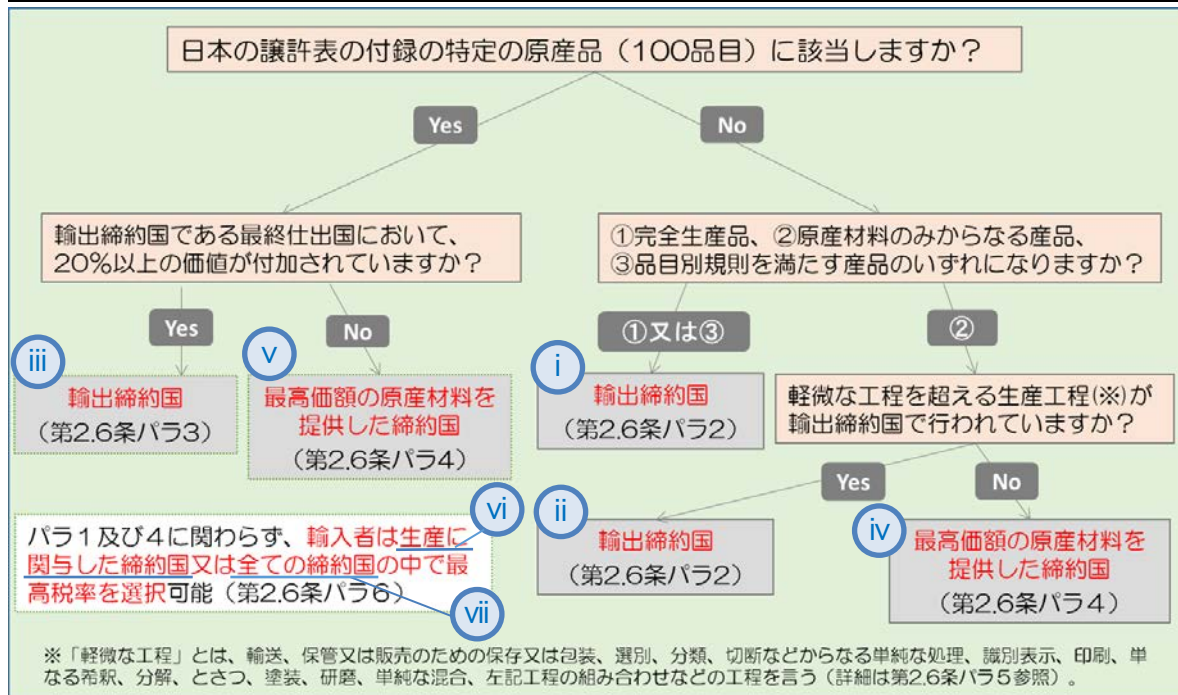
原則日本語で作成する。

1. 仕入書の番号及び日付 (原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付)	
2. 原産品申告書における製品の番号 (該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄 1 欄毎に明細書を作成。)	3. 製品の関税分類番号 (製品の関税分類番号を 6 桁レベル (日本の譲許表の付録の特定の 100 品目に該当する場合は 9 桁レベル) で記載。)
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> RVC・ <input type="checkbox"/> CR <input type="checkbox"/> ACU <input type="checkbox"/> DMI	製品に適用する原産性の基準について、WO、PE、CTC、RVC、CR のいずれか 1 つに必ずチェックを付す。また、必要に応じて DMI、ACU を適用する場合はこれらにもチェックを付す。各略号の意義については脚注参考。
5. RCEP 原産国	
6. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記 5. の RCEP 原産国の決定に関する説明 (4 欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。) ・WO：協定第 3・2 条(a)に規定する一の締約国において完全に得られ、又は生産された製品であることを確認できる事実 ・PE：協定第 3・2 条(b)に規定する一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産された製品であることを確認できる事実 ・CTC：すべての非原産材料の関税率表番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実。また、例えば、4 桁変更の品目別規則を適用しようとする製品に係る非原産材料について、他の類 (2 桁) からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は 2 桁までで足りるので留意。 ・RVC：協定第 3・5 条に規定する計算式を用いて、一定の価値が付加されていることが確認できる事実 ・CR：協定附属書 3 A の頭注 7 (f)に規定する化学反応が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準：輸入しようとする製品が適用する協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実	

(産品が関税率の差異のある品目である場合、5欄に記載した「RCEP 原産国」に関して、以下のような事実を記載。)

下記フローチャートに記載されている番号(ローマ数字)に対応。

5欄に記載した「RCEP 原産国」に関して、記載する事実	
i	上記①又は③の原産性の基準に関する事実以上の追加的な説明は不要(ただし、付録に掲げる品目に該当しないことについて確認が必要)
ii	輸出締約国において RCEP 協定第 2・6 条 5 に規定する軽微な工程(以下「軽微な工程」という。)以外の生産工程が行われていることを確認できる事実
iii	協定第 3・5 条に規定する計算式に必要な変更を加えたものに基づいて算定することによって輸出締約国において産品の価額の総額の 20%以上の付加価値を付けていることが確認できる事実
iv	輸出締約国において軽微な工程しか行われていないこと及び最高価額の原産材料を提供した締約国が確認できる事実
v	輸出締約国で付加された価値が産品の価額の総額の 20%未満であること及び最高価額の原産材料を提供した締約国が確認できる事実
vi	産品の生産に使用された原産材料を提供した全ての締約国を確認できる事実
vii	上記の原産性の基準に関する事実以上の追加的な説明は不要



7. 上記 6. の説明に係る証拠書類の保有者
生産者、輸出者、輸入者

いずれか1つに必ずチェックを付す。

8. その他の特記事項

9. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所

(代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)

作成日 年 月 日

※W0: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準(域内原産割合)、CR: 加工工程基準(化学反応)、ACU: 累積、DMI: 僅少の非原産材料